○三条市表彰条例

平成17年7月25日 条例第207号

改正 令和3年9月27日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上その他市民の福祉の増進に尽力し、 その功績が顕著なもの及び市民の模範として推奨するにふさわしい功績又は行為のあったもの並びに 社会に明るい希望と感動を与え、広く市民に敬愛されるものの表彰に関し、必要な事項を定めるもの とする。

(表彰)

- 第2条 この条例による表彰は、功労者表彰及び市民栄誉賞表彰とする。
- 2 功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体(次条において「功労者」という。) について市長が行う。ただし、同一の功績により市民栄誉賞表彰を受けるものについては、これを行 わない。
 - (1) 地方自治の進展に貢献し、功績の顕著なもの
 - (2) 社会福祉の増進に貢献し、功績の顕著なもの
 - (3) 保健衛生の向上に貢献し、功績の顕著なもの
 - (4) 生活環境の向上に貢献し、功績の顕著なもの
 - (5) 産業の振興に貢献し、功績の顕著なもの
 - (6) 都市基盤の整備の促進に貢献し、功績の顕著なもの
 - (7) 教育又は体育の向上に貢献し、功績の顕著なもの
 - (8) 科学、芸術又は文化の向上に貢献し、功績の顕著なもの
 - (9) 防犯又は防災の活動に貢献し、功績が顕著なもの
 - (10) 交通安全の推進に貢献し、功績の顕著なもの
 - (11) 市民の模範となる善行を行ったもの
 - (12) 市の公益のため多額の私財を寄附したもの
 - (13) 品評会、競技会、作品展等において優秀な成績を収めたもの
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの
- 3 市民栄誉賞表彰は、社会に明るい希望と感動を与え、広く市民に敬愛される市民、本市出身の個人又は本市で活動する団体について市長が行う。

(表彰の方法)

- 第3条 表彰は、次に掲げる表彰の区分に応じ、それぞれに定める方法によって行う。
 - (1) 功労者表彰 次に掲げる功労者に対し、それぞれに定める物を授与して行う。

- ア 前条第2項第1号から第12号まで及び第14号に掲げるもの 表彰状
- イ アに掲げるものに準ずる功績のあったもので市長が適当と認めたもの 感謝状
- ウ 前条第2項第13号に掲げるもの 賞状
- (2) 市民栄誉賞表彰 表彰状を授与して行う。
- 2 前項の表彰には、金品を添えて行うことができる。

(被表彰者の決定)

第4条 表彰を受けるもの(以下「被表彰者」という。)は、市長が決定する。ただし、前条第1項第 1号ア及び同項第2号の被表彰者の決定は、三条市表彰審査委員会に諮って行うものとする。

(欠格条項)

- 第5条 第3条第1項第1号ア及び同項第2号の被表彰者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、 表彰を行わない。
 - (1) 刑事事件に関して現に起訴されている者又は刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)であるとき。
 - (2) 特に不都合な行為があり適正を欠くと市長が認めるとき。

(被表彰者が死亡した場合)

第6条 被表彰者が、表彰の日以前に死亡したときは、第3条の規定により被表彰者に授与すべき物(金品を含む。)は、その遺族に授与する。

(再表彰)

第7条 第2条の規定により表彰されたものが、別の事由により表彰の必要が生じた場合又は同一の事由により表彰する必要があると市長が認めた場合は、更に表彰することができる。

(表彰の時期)

- 第8条 表彰の時期は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 第3条第1項第1号アに掲げる者に対して行う表彰及び同項第2号に定める表彰 11月。ただし、 特別の理由があるときは、この限りでない。
 - (2) 前号以外の表彰 市長が定める日

(表彰狀授与者名簿)

第9条 第3条第1項第1号ア及び同項第2号の被表彰者の功績と名誉を永久に記録するため、表彰状授与者名簿を備えるものとする。

(公表)

第10条 第3条第1項第1号アに掲げる者に対して行う表彰及び同項第2号に定める表彰を行ったときは、市の広報紙に掲載し、又はその他の方法により公表するものとする。

(表彰審査委員会)

- 第11条 市長の諮問に応じ、第3条第1項第1号ア及び同項第2号の被表彰者の選考に関する事項を審査するため、三条市表彰審査委員会(以下この条において「審査委員会」という。)を置く。
- 2 審査委員会は、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (その他)
- 第12条 この条例に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に合併前の三条市表彰規程(昭和50年三条市規程第3号)、栄町表彰条例(昭和56年栄町条例第4号)又は下田村褒賞規則(昭和46年下田村規則第10号)に基づき表彰されたものは、この条例によって表彰されたものとみなす。

附 則(令和3年9月条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。